第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

観光により国際相互理解の増進や、関連産業への経済効果の発現、地域の活性化による豊かな国民生活の実現等を図るとする「観光立国」の実現に向けて観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)が制定され、同法に基づき、政府は、「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」、「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」、「国際観光の振興」及び「観光旅行の促進のための環境の整備」といった基本的施策を総合的かつ計画的に推進することとされている。

本評価においては、政府が観光立国の実現に向けて推進しているこれらの基本的施策のうち、「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」及び「国際観光の振興」を目的とした施策を中心に関係6省(国土交通省、総務省、法務省、外務省、農林水産省及び経済産業省。以下同じ。)が政策群(注1)として取り組んでいる「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策を対象としている。

本政策群の政策目標は、「訪日外国人旅行者 (注2)数(平成13年約500万人)を平成22年までに倍増させ、1,000万人にすること」及び民間活力の誘発に関する目標として「旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすること」とされている。

- (注) 1 政策群は、経済財政諮問会議が平成16年度予算編成での導入を提言したもので、①規制 改革・制度改革と予算措置を組合わせ、構造改革と予算との連携を強める、②原則として 府省横断的に対応することで、政策の実効性・効率性を高める、③より少ない財政負担で、 民間活力を最大限引き出すことを目的としている。21年度予算要求においては、少子化対 策や雇用対策等の17群が盛り込まれている。
 - 2 「訪日外国人旅行者」とは、外国人正規入国者(再入国者を含む。)から日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者を指す。したがって、訪日目的は、観光に限らず、短期商用、親族・知人訪問のほか、技術を要する業務に従事する活動、留学、研修等による入国者も含まれる。

なお、「訪日外国人旅行者」に類似した用語として、独立行政法人国際観光振興機構(以下「国際観光振興機構」という。)が公表する統計では「訪日外客」、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下「外客旅行容易化法」という。なお、同法の名称は、平成20年7月23日に施行された観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)の附則により改正される前は、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」である。)及び観光立国推進基本法では「外国人観光旅客」、国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)では「外客」が用いられているが、本評価書では、法令の引用及び固有名称として使用する場合を除き、「外国人旅行者」と統一して表記する

こととする。また、当省が実施した「訪日外国人旅行者の受入れに関する意識調査」(以下「意識調査」という。)において用いた「訪日外国人旅行者」についても評価書中においては、「外国人旅行者」と表記している。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(国土交通担当) 平成19年8月から21年3月まで

[資料4参照]

3 評価の観点及び政策効果の把握の手法

本評価は、関係6省により政策群として取り組まれている「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

政策効果の把握に当たっては、次の手法を用いた。

(1) 意識調査の実施

宿泊業者、交通事業者等、地方公共団体等を対象に外国人旅行者の受入れに関する 意識や取組状況を定量的に把握するために意識調査を実施した。

(2) 実地調査の実施

関係6省、地方公共団体、関係団体等を対象に施策の実施状況等を把握するために 書面調査、意見聴取等を実施した。

(3) 既存統計、評価書等の使用

外国人旅行者数の推移、各施策に係る関係省の評価結果等を把握するため、日本の 国際観光統計(国際観光振興機構)、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業評価(国 土交通省)等を使用した(使用した資料については後述5参照)。

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価·独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)

本評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法 人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意 見等を得た。

- ① 平成 19 年 7 月 20 日 : 政策評価計画
- ② 平成20年9月26日 : 調査の状況(政策評価の方向性等) なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公表

している。 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)

(2) 「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を 平成19年7月に発足させ、政策評価計画の検討、政策効果の発現状況の把握方法及 び把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに 当たっての意見等を得た(5回開催)。

「資料5参照]

5 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報

当省が実施した意識調査(注)及び実地調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 日本の国際観光統計(国際観光振興機構)
- ② 旅行·観光消費動向調查(国土交通省)
- ③ ビジット・ジャパン・キャンペーン事業評価(国土交通省)
- ④ 宿泊旅行統計調査(国土交通省)
- ⑤ 查証発給統計(外務省)
- ⑥ 訪日外客実態調査<満足度調査編> (国際観光振興機構)
- (7) 通訳案内士就業実態等調查事業報告書(国土交通省)
 - (注) 訪日外国人旅行者の受入れに関する意識調査結果(平成20年10月9日公表) 観光関連事業者、地方公共団体等における外国人旅行者の受入れに関する意識や取組状況 を把握するために実施した。調査対象及び回収率は次のとおりである。
 - ① 宿泊業者 43.9%(回収数 7,068/母集団 16,113)
 - ② 旅行業者 62.5%(回収数1,251/母集団2,002)
 - ③ 交通事業者等 67.3%(回収数982/母集団1,460)
 - ④ 地方公共団体 82.0%(回収数1,533/母集団1,870)地方公共団体案内所 回収数999(注)
 - (注) 地方公共団体案内所は、地方公共団体と協力関係にある観光案内所である。なお、 地方公共団体案内所の母集団情報はないことから把握できない。
 - ⑤ ビジット・ジャパン案内所(注)96.5%(回収数195/母集団202)
 - (注) 国際観光振興機構が、外国語による対応が可能な者が案内業務を行うこと等の基準を満たしているとして指定した案内所である。

なお、意識調査の結果については、総務省ホームページで公表している。 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/press_20.html)